

**令和 2 年度 実施
高等専門学校機関別認証評価
評 価 報 告 書**

弓削商船高等専門学校

令和 3 年 3 月

令和 5 年 3 月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
基準1 教育の内部質保証システム	2
基準2 教育組織及び教員・教育支援者等	5
基準3 学習環境及び学生支援等	8
基準4 財務基盤及び管理運営	11
基準5 準学士課程の教育課程・教育方法	14
基準6 準学士課程の学生の受入れ	18
基準7 準学士課程の学習・教育の成果	20
基準8 専攻科課程の教育活動の状況	21
<参 考>	25
i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	27
ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	29

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- （3）評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- （4）高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

※ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、令和2年6月末の自己評価書提出期限を8月末まで延長し、また新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、高等専門学校機関別認証評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

2年9月	書面調査の実施
10月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
12月	オンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
3年1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
2月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和3年3月現在）

（1）高等専門学校機関別認証評価委員会

阿 部 徹	岩手県立前沢明峰支援学校教諭／前 盛岡工業高等学校長
荒 井 幸 代	千葉大学教授
荒 金 善 裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
有 信 睦 弘	東京大学大学執行役・副学長
大 島 ま り	東京大学教授
鎌 土 重 晴	長岡技術科学大学理事・副学長
萱 島 信 子	国際協力機構理事
○京 谷 美代子	元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
黒 田 孝 春	長岡技術科学大学特任教授
田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
永 澤 茂	長岡技術科学大学教授
新 田 保 次	元 鈴鹿工業高等専門学校長
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 富 洋 志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
◎武 藤 睦 治	長岡技術科学大学名誉教授
村 田 圭 治	近畿大学工業高等専門学校長
森 野 数 博	前 呉工業高等専門学校長
山 口 周	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山 本 進 一	豊橋技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

（2）高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

荒 井 幸 代	千葉大学教授
田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
◎飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 富 洋 志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
○光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
森 野 数 博	前 呉工業高等専門学校長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

○荒井幸代	千葉大学教授
李盛姫	サレジオ工業高等専門学校准教授
梅本敏孝	大阪府立大学工業高等専門学校教授
江口忠臣	明石工業高等専門学校教授・副校長
岡山正人	広島商船高等専門学校教授・副校長(評価担当)・流通情報工学科長
◎田中英一	名古屋大学名誉教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
楡井雅巳	長野工業高等専門学校教授・副校長(専攻科長)
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
緑川猛彦	福島工業高等専門学校教授・副校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

石田依子	大島商船高等専門学校教授・学生主事(副校長)
伊藤浩之	秋田工業高等専門学校教授・専攻科長
小林正幸	有明工業高等専門学校教授
齊藤公博	近畿大学工業高等専門学校教授
鹿間共一	香川高等専門学校教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
西野精一	阿南工業高等専門学校教授
早瀬伸樹	新居浜工業高等専門学校教授・副校長
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
○福富洋志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎森野数博	前 呉工業高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

◎荒金善裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
○神林克明	公認会計士、税理士
峯岸秀幸	公認会計士、税理士
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

（※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。）

(3)「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和2年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）も併せて公表し、その書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所後ろにアスタリスク*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

I 認証評価結果

弓削商船高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、専攻科課程の進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学校教育法第109条の趣旨に沿って、令和2年7月16日に制定された「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価の実施とその公表がされていない。（観点1－1－②）

（追記 令和5年3月）

- 「学校教育法第109条の趣旨に沿って、令和2年7月16日に制定された「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価の実施とその公表がされていない。」とする改善を要する点は、令和3年度に改善されている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における高等専門学校の対応について）

令和2年度においては、学年当初から新型コロナウイルス感染症の影響から、通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったことから、対象校に対してその状況について報告を求めたところ、付録のとおり取り組んでいることが認められた。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 教育の内部質保証システム
評価の視点 1-1 【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。
観点 1-1-① 【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 1-1-② 【重点評価項目】 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 1-1-③ 【重点評価項目】 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 1-1-④ 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 （準学士課程） 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 （専攻科課程） 1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1－1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 1－1

当校では、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」を定め、自己点検・評価の実施体制として自己点検評価委員会を設置している。

「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」において、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。毎年度、自己点検・評価を実施しており、その結果を『自己点検・評価報告書』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、就職・進学先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価の結果を踏まえて実施している。

「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」によって、内部質保証に係る体制が明確に規定されている。

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、一部は十分に改善されていないものの、対応している。

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから、内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点 1－1 については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点 1－2

< 準学士課程 >

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかと教育目標を示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかと教育目標を示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素*と教育目標を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

ただし、求める学生像内に、学力の3要素の一部が含まれていない。

<専攻科課程>

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかと教育目標を示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかと教育目標を示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素*と教育目標を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

ただし、求める学生像内に、学力の3要素の一部が含まれていない。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点1－3

学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、定期的に自己点検評価委員会で見直しを行う体制を整備している。

令和2年度にカリキュラム・ポリシーについて見直しを行っており、点検の結果、改定している。

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学校教育法第109条の趣旨に沿って、令和2年7月16日に制定された「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価の実施とその公表がされていない。（観点1－1－②）
- 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に、卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシーで定めた、それぞれの能力との関係性を明確に示しておらず、整合性がわかりにくい。（観点1－2－②）

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 2-1

準学士課程には商船学科、電子機械工学科、情報工学科を設置している。学科の構成は、学校等の目的

及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、海上輸送システム工学専攻、生産システム工学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために厚生補導委員会、入学試験に関する事項を審議するために入学試験委員会、専攻科に関する事項を審議するために専攻科委員会を設置し、必要な活動を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点 2-2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置していることに加え、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、技術資格を有する教員、民間企業等における勤務経験を有する教員、海外経験を有する教員を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が、特定の範囲に著しく偏ることのないように採用時に配慮するとともに、教育経歴、実務経験、男女比*も配慮している。

また、教員に対して、学位取得に関する支援、公募制の導入、教員表彰制度の導入、校長裁量経費等の予算配分、ゆとりの時間確保策の導入、サバティカル制度の導入、他の教育機関との人事交流等の措置を講じている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点 2-3

教員（非常勤教員を除く。）について、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、毎年度、教員評価を行っている。*

また、把握した評価結果を基に、給与における措置*、教員顕彰*を行っている。

非常勤教員については、授業評価アンケート、人事委員会による評価*を行っている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格等を行っている。

教員の採用に当たっては、「弓削商船高等専門学校教員選考基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績を確認している。*また、模擬授業を実施している。*

教員の昇格に当たっては、「弓削商船高等専門学校教員選考基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績を確認している。*

非常勤教員については、非常勤教員採用基準を定めている。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされている。

と判断する。

評価の視点 2－4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制としてFD委員会を設置しており、毎年度、FDを実施している。

令和元年度においては、授業アンケート及び教員相互授業参観*を実施している。

FDの結果、授業アンケートの結果及び教員相互授業参観でのアドバイスに基づいた授業方法の改善が図られており、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

教育支援者（事務職員、技術職員）を法令に従い適切に配置している。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和元年度においては、中国・四国地区国立大学法人等技術職員研修、四国地区国立高等専門学校技術職員研修等に参加させている。

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和元年度に四国地区国立高等専門学校技術職員研修、中国・四国地区国立大学法人等技術職員研修に技術職員を参加させている。

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 学習環境及び学生支援等
評価の視点 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点3-1

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理及び語学の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場、練習船を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設、コミュニケーションスペースを設けている。

これらの施設等については、「弓削商船高等専門学校安全衛生委員会規則」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、安全衛生に係る点検、厚生施設宿泊利用時の学生への指導管理、実習工場における実習前の安全利用のガイダンス*を実施している。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「弓削商船高等専門学校施設設備等検討委員会規則」、「弓削商船高等専門学校施設管理運営委員会規則」に基づき整備しており、把握した結果を基に校舎の壁面修繕等の改善が行われている。*

I C T環境が、「弓削商船高等専門学校情報セキュリティ管理規程」等に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生については、1年次を対象とした情報モラル講習会、全学生を対象とした情報セキュリティ宣誓書の提出、教職員については、全教職員を対象とした情報セキュリティ教育の研修、情報セキュリティインシデント対応訓練等を実施している。

I C T環境については、情報処理教育センター利用者数集計表により、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則」に基づき整備している。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 73,009 冊（うち、外国書 2,162 冊）、学術雑誌 2,469 種（うち、外国書 2,466 種）、電子ジャーナル 2,466 種（うち、外国書 2,466 種）、視聴覚資料 724 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、ガイダンス、開館時間の延長、ブックハンティング、図書館利用ガイドの配布、図書購入希望の受付を行っており、教職員や学生の活用につながっている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、I C T環境が整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点 3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、留学生、障害のある学生に対して、実施している。

実習工場の利用については、ガイダンスを行っている。

図書館の利用については、ガイダンス、図書館利用ガイドの配布を行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任による学習支援体制、対面型の相談受付体制、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制等を整備している。これらの支援体制を活用することにより、令和元年度における海外派遣者数は 16 人となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、対面型の相談受付を実施している。

これらの取組の中で、令和元年度における保健室、学生相談室等の相談件数が延べ 1,188 件となっている。

留学生、編入学生*、社会人学生*、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生に対しては、留学生指導教員及び留学生相談員の配置による学習支援及び生活支援、編入学生に対しては、入学前の事前学習指導、障害のある学生に対しては、修学上の配慮及び試験等の特別措置を必要とする場合は、学生相談室と相談の上、支援計画を作成し、実行するなど、必要に応じた支援を行っている。

なお、障害者差別解消法に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配

置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、学生相談室での相談受付や保健室での手当や相談等を実施している。

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度*実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度*、緊急時の貸与制度を整備し、授業料免除等を実施している。

就職や進学等については、就職は就職指導委員会、進学は教務委員会、専攻科委員会で進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、キャリア教育に関する研修会等、進路指導マニュアルの作成、進路指導ガイダンス、進路先（企業）訪問、進学・就職に関する説明会、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、厚生補導委員会による支援体制を整備しており、学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の支援を行っている。明確な責任体制の下、リーダー（主将等）、顧問教員、クラブ安全指導員の配置、設備の整備、『教員へのクラブ等指導教員・クラブ活動安全管理指導業務マニュアル』の配布、顧問及び次期リーダーとなる学生を対象としたリーダー研修の実施等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として食堂、補食談話室、浴室、休養室等を整備するとともに、勉学の場合は自室*としている。

学寮日課表により食事、入浴、自習時間、就寝消灯時間が定められており、規則正しい生活を送ることとなっている。また、自習時間帯は自室で学習することが義務付けられている。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当校では、当校が主催する合同企業説明会としてのキャリア教育フォーラム、進路先担当者を招いた進学や就職に関する説明会を開催するなど、学生のキャリア教育を積極的に行っている。令和元年度のキャリア教育フォーラムでは、61社が参加しており、設けられた各企業にブースに計画的に訪問できるようスケジュールが組まれている。採用対象となる分野の学生、インターンシップ受入れに向けた2年次以下の学生参加の推奨、女子学生の積極採用等の情報が示されている。令和元年度の卒業生・修了生アンケートでは、「在学中に受けた就職・進学指導は適切でしたか」の設問に対して59.2%が「適切であった」と回答している。*

【改善を要する点】

- バリアフリー設備として、建物前はスロープが設けられているが、入口が自動扉になっていない箇所があり、バリアフリー化は十分とはいえない。*（観点3-1-①）
- 教職員に対するICT環境の満足度等を把握する取組は十分とはいえない。（観点3-1-②）

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。
- 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点

- 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
- 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。
- 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。
- 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- 4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。
- 4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
- 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。
- 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。
- 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 4-1

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産を有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）から学校運営に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、ほぼ支出超過となっていない。

また、固定負債は、ほぼ全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金等の債務はない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者（教職員等）へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており、その内容について、関係者（教職員等）へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である高専機構の財務諸表が官報において公告され、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点 4－2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、運営委員会等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和元年度においては、運営委員会を12回開催し、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「弓削商船高等専門学校危機管理規則」に基づき整備し、危機管理マニュアル等を整備している。これらに基づき、毎年度*防災訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、高専研究プロジェクト「科研費講習会」への参加、国立高専科研費計画調書査読者ネットワークによる科研費研究計画調書の査読の活用、科研費レビューの開催、間接経費を活用した外部資金獲得インセンティブ経費の配分を行っている。平成27年度から令和元年度の外部資金の受入れ実績（直接経費）は、5年間の合計で、科研費33,300千円、受託研究16,996千円、共同研究4,169千円、受託試験・受託事業1,064千円、寄附金42,806千円、その他助成金（公募型共同研究を含む）11,043千円となっている。

また、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」、「弓削商船高等専門学校における公的研究費等の運営及び管理体制について」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

外部の教育・研究資源活用のための取組として、自治体、企業、大学、他の高等専門学校、海外大学等との連携協定、他の高等専門学校との特別講義、当校卒業生を講師とした就職講演会、課外活動における外部指導者の配置、地域にある教育施設の利用及び共同研究を実施している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」に基づき、総務課人事係から関係部署に研修参加に関して照会を行い、各所属長の推薦により、校長又は事務部長が決定する体制となっている。*

令和元年度においては、当校が実施する全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の報告会、いじ

め・ハラスメント防止講演会、人事院が実施する第4回四国地区マネジメント研修、高専機構が実施する初任職員研修会等に職員を参加させている。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する教員研修（管理職研修）に参加させている。

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点4－3

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法
評価の視点 5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点5－1

一般教育の充実については、1年次で学習する芸術科目は音楽、美術、書道の三分野から選択できるように配慮した上で、教育課程を通じて、できる限り偏りのないように配置している。

進級に関する規程として、「弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定に関する規則」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、以下の取組を行っている。

- ・インターンシップによる単位認定

- ・外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成
- ・資格取得に関する教育
- ・他の高等教育機関との単位互換制度
- ・最先端の技術に関する教育

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱っている。

創造力を育む教育方法の工夫として、電子機械工学科及び情報工学科の授業科目「地域創生演習1」では、ボランティア活動等の実体験を通して地域の持つ課題を学生に発掘させ、学校で学んだ知識や技術を社会に応用させる創造力を醸成している。全学科共通の授業科目「卒業研究」では、各自が設定した研究項目について、構想、計画、調査・実験、考察の一連の流れを実践させることで、課題発見、課題解決に関わる創造力を養っている。これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、商船学科では平成29年度から令和元年度において、一部の卒業研究が学会誌に掲載、情報工学科では令和元年度の全国高等専門学校第30回プログラミングコンテストにおいて、課題部門特別賞、競技部門特別賞、自由部門敢闘賞の受賞、電子機械工学科では、平成30年度の第15回全国高等専門学校デザインコンペティションにおいて、AMデザイン部門審査員特別賞の受賞等の成果を上げている。

実践力を育む教育方法の工夫として、商船学科は5年次、電子機械工学科、情報工学科は4年次に授業科目としてインターンシップを実施しており、学生は実習先で就業体験を行っているほか、終了後に報告書を作成の上、電子機械工学科、情報工学科では報告会を行っている。これらの取組の結果、学生が実践力を発揮し、令和元年度のインターンシップ参加学生数（延べ数）は、商船学科は22人、電子機械工学科は137人、情報工学科は46人となっている。

国際対応力を育む教育方法の工夫として、英語の授業科目では、英語を母国語とする教員を配置し、読む、聞く、話すという国際対応力としての基本的な能力の養成に努めている。また、ナコンパノム大学（タイ）、モンゴル科学技術大学（モンゴル）とは定期的な相互の国際交流、ハワイ大学カウアイ・コミュニティー・カレッジ（アメリカ）には、毎年度、国際インターンシップとして商船学科の学生が参加しており、参加した学生のTOEICの点数を参加前後で比較すると、ほぼ全員の点数が伸びている。*

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点5－2

授業形態の構成割合は、単位数からみて、商船学科（航海コース）については、講義86.2%、演習2.6%、実験・実習11.2%、商船学科（機関コース）については、講義87.3%、演習1.3%、実験・実習11.3%、電子機械工学科については、講義84.8%、演習1.1%、実験・実習14.1%、情報工学科については、講義86.6%、演習1.7%、実験・実習11.7%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮を行っている。

高専機構のWebシラバスを導入しており、シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、達成目標、教育方法、教育内容（1授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準*、事前に行う準備学習、設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」という。）か、4項の規定に基づく授業科目（以下「学修単位科目」という。）かの区別、教科書・参考文献に係る項目を明示している。

ただし、事前に行う準備学習について、自己評価書提出時点の令和2年度のシラバスでは学校として明

示することとしていないが、令和3年度向けのシラバス作成の手引きでは、明示するよう示されており、改善が図られている。

教員は、初回の授業でプロジェクター等を用いて学生にシラバスを説明するなど活用している。

学生に対して、在学意識調査アンケート等を行っており、シラバスの活用状況を把握している。

また、履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、1単位時間を50分で規定、45分で運用としているが、2時間連続の90分とすることにより、出席確認や前回の授業の振り返り等に要する時間を短縮することで、50分に相当する教育内容を確保している。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しており、その実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組、事前学習の徹底の取組*、事後展開学習の徹底の取組*、授業外学習の時間の把握を行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点5-3

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定に関する規則」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、学生による授業評価アンケートの結果により、学校として把握している。

追試験*、再試験の成績評価の方法として「弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定に関する規則」を定めている。

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、答案の返却*、模範解答や採点基準の提示を行っている。

学則に修業年限を商船学科は5年6月、電子機械工学科及び情報工学科は5年と定めている。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、卒業認定基準として「弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定に関する規則」を定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、在学意識調査アンケートを行い、学生の認知状況を把握している。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目を体系的に配置していることが明確に示されていない。（観点5-1-①）

- 成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を把握する取組は、十分とはいえない。(観点5－3－①)
- 成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的な措置として、成績評価の事後チェック、複数年次にわたり同一の試験問題が繰り返し出題されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックに関する取組は十分とはいえない。(観点5－3－①)
- 一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている、本試験と再試験又追試験で同一の試験問題が出題されている、成績評価の方法が適切とはいえない、成績評価資料が適切に保管されていない点がみられる。* (観点5－3－①)

基準6 準学士課程の学生の受入れ
評価の視点 6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。
観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦による選抜においては、調査書、健康診断証明書（商船学科を志望する者）、推薦書及び集団面接（英語、国語、数学の口頭試問を含む。）の内容を総合して、学力検査による選抜においては、学力検査、調査書及び健康診断証明書（商船学科を志望する者）の内容を総合して、帰国子女特別選抜においては、学力検査、調査書、作文、面接及び健康診断証明書（商船学科を志望する者）の内容を総合して、商船学科複数校志望受検制度 学力検査（当校、広島商船高等専門学校及び大島商船高等専門学校との併願）による選抜においては、調査書、学習成績一覧表、健康診断証明書等の評価、志望する各校が行う学力検査の内容を総合して、電子機械工学科・電子制御工学科複数校志望受検制度 学力検査（当校、広島商船高等専門学校との併願）による選抜においては、調査書、学習成績一覧表等の評価、志望する各校が行う学力検査の内容を総合して、編入学生の選抜においては、調査書、学力検査、口頭試問（専門科目として、電子機械工学科は機械工学、電気・電子工学、物理の中から1科目、情報工学科は、情報を必須とし、情報工学、電気・電子工学、物理の中から1科目を選択）及び面接の内容を総合して、可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「弓削商船高等専門学校入学試験委員会規則」、「弓削商船高等専門学校教員会議規則」に基づき整備している。

入学者選抜の検証の取組として、入学試験委員会における入学動機に関するアンケートの検証の結果、推薦による選抜の面接記録書の内容の改定を行っている。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学試験委員会及び教員会議を整備している。

当校における平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った検証及び改善する取組は十分とはいえない。（観点 6－1－②）

基準7 準学士課程の学習・教育の成果
評価の視点 7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点7-1

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「弓削商船高等専門学校教員会議規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から把握し、評価を実施している。

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「弓削商船高等専門学校教務委員会規則」、「弓削商船高等専門学校FD委員会規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

卒業時の学生については、電子機械工学科、情報工学科は平成30年度に、商船学科は令和元年度に卒業時アンケートを、卒業生については、令和元年度に卒業生アンケートを、就職先については、令和元年度に就職先企業アンケートを行っている。*

当校における平成27年度から令和元年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は86.5%となっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 8-1

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

授業形態の構成割合は、単位数からみて、海上輸送システム工学専攻（航海系）については、講義 54.2%、演習 5.1%、実験・実習 40.7%、海上輸送システム工学専攻（機関系）については、講義 57.1%、演習 4.8%、実験・実習 38.1%、生産システム工学専攻（機械系）については、講義 62.5%、演習 6.9%、実験・実習 30.6%、生産システム工学専攻（情報系）については、講義 62.5%、演習 6.9%、実験・実習 30.6%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用を行っている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「弓削商船高等専門学校専攻科履修等に関する規則」を定め、学生に明示し、各授業科目の成績評価等を行っている。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、授業完了報告書により、学校として把握している。*

追試験の成績評価の方法として「弓削商船高等専門学校専攻科科目履修等に関する規則」を定めている。成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック*、答案の返却、模範解答や採点基準の提示*、試験問題のレベルが適切であることのチェックを行っている。

学則に修業年限を2年と定めている。

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、修了認定基準を学則に定め、学生に周知し、修了認定を行っている。

修了認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、専攻科生意識調査アンケートを行い、学生の認知状況を把握している。

これらのことから、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が行われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点 8-2

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦による選抜においては、推薦書、調査書、面接の内容を総合して、学力検査による選抜においては、調査書、学力検査（専門科目（筆記）、数学（口頭試問）、英語（TOEICスコア）、面接の内容を総合して、社会人特別選抜においては、推薦書、調査書、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）の内容を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則」に基づき整備している。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として専攻科委員会を整備している。

当校の生産システム工学専攻における平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

海上輸送システム工学専攻における平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率は、平均 0.35 倍となっており、入学者数が入学定員を大幅下回る状況になっているものの、実入学者数の改善を図るため、二次募集の実施、専攻科生特別研究発表会に準学士課程の学生も聴講できるよう配慮するなどの取組が行われている。また、教育・研究設備や研究指導に支障は生じていない。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って運用されており、入学状況はおおむね適正であると判断する。

評価の視点 8-3

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から把握し、評価を実施している。

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

修了時の学生については、生産システム工学専攻は平成 30 年度に、海上輸送システム工学専攻は令和 2 年度に修了時アンケートを、修了生については、生産システム工学専攻は令和元年度に、海上輸送システム工学専攻は令和元年度に修了生アンケートを、就職先については、令和元年度に就職先企業アンケートを行っている。*なお、海上輸送システム工学専攻は令和元年度に修了生アンケートを実施しているものの、対象者から回答がなく、分析できていない。*

当校における平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は 100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は 100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、平成

27 年度から令和元年度の 5 年間の修了生の学位取得率の平均は 100%であり、学位取得者数は 35 人となっている。

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

【改善を要する点】

- 成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を把握するための取組は十分とはいえない。（観点 8－1－⑤）
- 成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的な措置として、複数年次にわたり同一の試験問題が繰り返し出題されていないことのチェックに関する取組は十分とはいえない。（観点 8－1－⑤）
- 一部の授業科目において、成績評価の方法が適切とはいえない、成績評価資料が適切に保管されていない点がみられる。*（観点 8－1－⑤）
- 実際に入学した学生が、アドミッション・ポリシーに沿っているかどうかを検証及び改善する取組は十分とはいえない。（観点 8－2－②）

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）高等専門学校名 弓削商船高等専門学校

（２）所在地 愛媛県越智郡上島町

（３）学科等の構成

進学士課程：商船学科、電子機械工学科、情報工学科

専攻科課程：海上輸送システム工学専攻、生産システム工学専攻

（４）認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科（専攻名：海上輸送システム工学専攻、生産システム工学専攻）

その他

（商船学科：登録船舶職員養成施設及び海技免許講習実施機関、登録電子海図表示装置講習機関、

STCW 条約第 I 章第 8 規則に基づく資質基準外部監査、無線従事者長期型養成施設（第一級海上特殊無線技士）

電子機械工学科：無線従事者長期型養成施設（第二級海上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士））

（５）学生数及び教員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）

学生数：674 人、教員数：専任教員 52 人、助手数：0 人

2 特徴

1. 沿革概要

弓削商船高等専門学校（以下、本校という。）は、明治 34 年に学校組合立の弓削海員学校として設立された。以後、組合立甲種商船学校、県立商船学校、国立商船学校、国立商船高等学校と幾多の変遷を経て、昭和 42 年に国立弓削商船高等専門学校となった。高等専門学校昇格時は航海学科と機関学科の 2 学科であったが、海運界の好況を受けて昭和 44 年に機関学科 1 学級を増設した。しかし、オイルショックによる海運界の衰退と経営状態の変化により、船舶職員の求人数が大幅減となったため、陸上企業への進出を図って、昭和 60 年に機関学科 1 学級を電子機械工学科に改組した。さらに、昭和 63 年には、情報技術者の需要急増に 대응べく、航海学科及び機関学科を商船学科（航海コース、機関コース）及び情報工学科に改組した。このようにして、3 学科体制（商船学科、電子機械工学科、情報工学科）となり、平成 17 年 4 月には専攻科の海上輸送システム工学専攻と生産システム工学専攻が設置され、現在に至っている。

2. 本校の特徴

本校は、科学技術の急速な高度化、複合化、グローバル化を視野に入れ、「自然科学および専門技術の基礎力を身につけ、高度化かつ多様化してゆく科学技術に柔軟に対応できる人材の育成」、「身の回りの諸現象、特に海をとりまく自然・文化・歴史に好奇心を抱き、多角的に考えたり調べたりできる、独創力のある人材の育成」、「日本および世界の文化や社会に関心をもち、国際的視野でものがみられ、しかも人間として、技術者として高い倫理観をもった人材の育成」を教育方針として掲げている。

商船学科では、豊かな教養と高度な専門技術を身に付けた海事技術者を育てることを目的としており、卒業後、口述試験に合格すれば三級海技士免許が取得できる。このような教育課程に加えて、基礎工学・実験実習・卒業研究等を卒業要件に取り入れることで、内航・外航船舶の近代化に対応している。その他、海洋に関する選択科目の導入、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」への対応など、不断の改革を行っている。

電子機械工学科では、基本的な工学（機械・電気・電子・情報・システム・制御）を複合させた、いわゆるメカトロニクス時代に対応できる教育を行っており、専門知識を持ち、かつ技術の対象をトータルシステムと

メカトロニクス時代に対応できる教育を行っており、専門知識を持ち、かつ技術の対象をトータルシステムとして捉える広い視野を備えた技術者を育成している。

情報工学科では、情報処理及びその利用技術に関する専門知識を教授することで、幅広い見識と創造力を持った実践的情報技術者を育成している。また、立地環境を生かして、海洋関連の授業を導入し、海洋系情報の知識も習得させているのも特徴である。

本校では、複眼的素養を身に付けさせるため、商船学科だけでなく工業系2学科においても実習や卒業研究等で本校の練習船「弓削丸」を教育手段として活用しており、専攻している分野だけでなく広く他の分野（海洋科学、船の知識、人間工学等）にも好奇心を抱かせるような工夫を行っている。

また、本校の強み・特色を伸張する取組として、平成30年度から「離島工学に基づく防災・減災に精通したIoT技術者育成プログラム」を実施しており、カリキュラムにも盛り込んでいる。本校が所在する弓削島は、本校の学生・教職員が弓削島の人口の20%を占めるという特異な離島であり、過疎化、少子高齢化に起因するいろいろな課題を抱えている。このような離島の抱える課題を地域コミュニティと連携し工学的視点から解決すること（「離島工学」と定義）をベースとして、情報科学技術を駆使して安全・安心を守るための防災・減災システムを構築できる能力を持つ人財の育成を目指している。また、地元自治体との連携も強化し、離島工学に基づく共同研究等を実施している。

地域連携の分野では、平成14年度に設置した地域共同研究推進センターを中心として、産業界や地域社会との連携を進めており、平成18年度には、しまなみ海道地域の企業等を中心に、本校の教育研究活動への協力と地域産業界との連携交流を深めることを目的とした弓削商船高等専門学校技術振興会が発足している。

さらに、専門的な知識を深めることだけでなく、バランスのとれた人格の形成を目的として課外活動にも力を入れており、クラブ活動のほか、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、デザインコンテスト等への積極的な参加を呼びかけている。特に、プログラミングコンテストでは毎年優秀な成績を収めている。

また、本校は瀬戸内海島嶼部に位置し、かつ、海事関連産業により繁栄している「しまなみ海道」地域唯一の高等教育機関である。このような環境の下で、本校が取り組んでいる教育手段の一つとして学生寮の充実がある。生活の便だけでなく、団体生活を通して責任と規律ある基本的な生活習慣を身に付けさせることを目的としている。全教員による宿直体制は、中学校卒業年代の多感な寮生の指導を重視し、寮生の生活指導及び学習指導を教員の重要業務として位置付けている。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1. 弓削商船高等専門学校の目的（弓削商船高等専門学校学則第1条）

本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2. 教育方針（弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則第2条）

- （1）自然科学および専門技術の基礎力を身につけ、高度化かつ多様化してゆく科学技術に柔軟に対応できる人材の育成
- （2）身の回りの諸現象、特に海をとりまく自然・文化・歴史に好奇心を抱き、多角的に考えたり調べたりできる、独創力のある人材の育成
- （3）日本および世界の文化や社会に関心をもち、国際的視野でものがみられ、しかも人間として、技術者として高い倫理観をもった人材の育成

3. 準学士課程の教育目標（弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則第3条第1項）

（1）教養教育

幅広い視野に立った総合的な判断能力、斬新な創造力を備えた実践的技術者育成のための基礎的能力の涵養と教養の育成

（2）専門教育

商船学科：船員教育を基盤にした海事総合科学を身につけた技術者の育成

電子機械工学科：ものづくりのできる実践的な技術者－計画・設計から生産・保守運用までできる技術者－の育成

情報工学科：情報リテラシー、情報工学の知識に加え、問題分析、解決能力を備えたシステム技術者の育成

4. 専攻科の目的（弓削商船高等専門学校学則第42条）

専攻科は、高等専門学校における教育の基盤の上に、精深な程度において商船及び工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

5. 専攻科課程の教育目標（弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則第3条第2項）

（1）海上輸送システム工学専攻

海上輸送システムや船舶機関システムに関する分野を中心とした専門的な技術を教育し、システムの運用、開発、商船学・工学的センスを身につけた実践的な海事管理技術者の育成

（2）生産システム工学専攻

機械・情報系を中心とした複合的工業分野における専門的な知識と技術を教育し、瀬戸内海地域に貢献できるものづくりやシステム開発の能力と国際感覚をもつ実践的専門技術者の育成